平成２８年（フ）第１３９６号
さいたま市浦和区高砂２丁目６番17号　田口屋ビル５階
破産者　株式会社エンタープライズ二十一
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
千葉県市原市東五所７番地19　クリヤハイツ212
破産者　嶺山　善郎
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９６号
千葉市中央区松ケ丘町198番地　サンコーポ松ヶ丘202号
破産者　宮垣　広人
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２８号
千葉県船橋市三山８丁目12番20号　グルウプリビング礎５
破産者　渡部　　強
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木1003番地
破産者　さかき原建築工房株式会社
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５６号
兵庫県姫路市白浜町丙141番地の３
破産者　スギタ運送有限会社
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８号
兵庫県美方郡香美町香住区境1111番地10
破産者　有限会社守七商店
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
島根県安来市新十神町81番地２
破産者　上山根清充
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
広島市南区東雲３丁目３番28―403号
破産者　株式会社オー・リファイン
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０７号
群馬県渋川市渋川2148番地１
破産者　有限会社金島建機工業
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４号
群馬県前橋市箱田町975番地１ファミーユ103号
破産者　有限会社フォルム
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４４７号
横浜市青葉区若草台18番地25
破産者　株式会社コウホク
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０６号
横浜市金沢区六浦南１丁目26番25号
破産者　治建設株式会社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
新潟県村上市田端町１番10号
破産者　有限会社ワイエムテー
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１２号
金沢市弥勒町カ139番地２
破産者　株式会社憲伸
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３３号
岐阜市東中島３丁目12番13号
破産者　サンキョー製パン株式会社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５０４号
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595番地３
破産者　株式会社Ｊａｐａｎｅｓｅ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３７号
京都市中京区西ノ京栂尾町１番地９
破産者　株式会社ＫＵＫＵＲＵ
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
京都市中京区壬生賀陽御所町77番地２　洛西メゾン601、商業登記簿上の本店所在地京都市伏見区久我西出町10番地１
破産者　有限会社京都造形
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２９３号
山梨県甲斐市志田415番地
破産者　山田　幸三
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係